

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月6日
【届出者の氏名又は名称】	緑株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区芝浦二丁目16番8号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 伊藤 見富法律事務所
【電話番号】	(03) 3214 - 6522
【事務連絡者氏名】	弁護士 吉村 龍吾 / 同 高 賢一 / 同 坂根 賢
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	緑株式会社 (東京都港区芝浦二丁目16番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、緑株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、スターホールディングス株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注9) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

スターホールディングス株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び保有すること等を主たる事業の内容として平成27年1月9日に設立された株式会社であり、本書提出日現在において、対象者の取締役かつ筆頭株主である吉田信明（以下「吉田信明氏」といいます。）がその発行済株式（8株）の全てを所有し、その代表取締役を務めております。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び吉田信明氏が所有する対象者普通株式を除きます。）を取得することにより、対象者普通株式を非公開化させ、対象者の株主を公開買付者及び吉田信明氏のみとするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）に該当し、吉田信明氏の親族かつ対象者の取締役である吉田延史（以下「吉田延史氏」といいます。）は、本公開買付けの成立後、公開買付者に出資することを予定しており、また、吉田信明氏及び吉田延史氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

（注1） マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、吉田信明氏との間で、同氏が所有する対象者普通株式1,190,455株（所有割合28.25%）（注2）について、本公開買付けに応募しない旨の契約を平成27年2月5日付で締結しております。また、公開買付者は、（ ）吉田信明氏の配偶者である吉田照子（以下「吉田照子氏」といいます。）（所有対象者普通株式数48,785株、所有割合1.16%）、（ ）吉田延史氏（所有対象者普通株式数91,800株、所有割合2.18%）、（ ）吉田信明氏の親族である木原和喜（以下「木原和喜氏」といいます。）（所有対象者普通株式数232,435株、所有割合5.52%）、（ ）吉田信明氏の親族である木原秋好（以下「木原秋好氏」といいます。）（所有対象者普通株式数129,660株、所有割合3.08%）、（ ）木原秋好氏が筆頭株主であり、経営コンサルティング業務等を営む株式会社OUE N（所有対象者普通株式数255,560株、所有割合6.06%）、及び（ ）対象者の監査役である川崎芳徳（以下「川崎芳徳氏」といいます。）（所有対象者普通株式数83,735株、所有割合1.99%）（以下吉田照子氏、吉田延史氏、木原和喜氏、木原秋好氏、株式会社OUE N及び川崎芳徳氏を総称して「再出資予定株主」といいます。）との間で、それぞれの所有する対象者普通株式の全て（所有対象者普通株式合計数841,975株、所有割合19.98%）について、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、また、かかる応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除しない旨の契約を平成27年2月5日付で締結しております。さらに、公開買付者は、木原秋好氏及び木原和喜氏が筆頭株主であり、現在清算手続中である木原商事株式会社（以下再出資予定株主及び木原商事株式会社を総称して「応募予定株主」といいます。）から、同社が所有する対象者普通株式141,570株の全て（所有割合3.36%）について、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、また、かかる応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除しない旨の確約書の提出を平成27年2月5日付で受けております。

（注2） 所有割合とは、対象者が平成27年2月5日に公表した平成27年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者平成27年3月期第3四半期決算短信」といいます。）に記載された平成26年12月31日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（6,543,700株）から、上記対象者平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（2,329,756株）を除いた数（4,213,944株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入して計算しています。以下同じです。

公開買付者は、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数（2）買付け等の価格算定の経緯 マジヨリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、2,003,518株（所有割合47.54%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び吉田信明氏が所有する対象者普通株式を除きます。）を取得することにより、対象者普通株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社みずほ銀行から総額20億2,500万円を限度として借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を行うことを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び吉田信明氏が所有する対象者普通株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者及び吉田信明氏のみとする手続を実施することを予定しております。また、公開買付者は、当該手続の実施後に、対象者を存続会社とし、公開買付者を消滅会社とする吸収合併を行うことを予定しておりますが、具体的な日程等を含む詳細については未定です。なお、公開買付者は、吸収合併の効力発生日の前日までに、その時点で対象者が所有する全ての自己株式を消却することを対象者に対して要請する予定です。

また、対象者が平成27年2月5日付けで公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成27年2月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て対象者の株主を公開買付者と吉田信明氏のみとすることを企図していること、及び対象者普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであるとのことです。詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数（2）買付け等の価格 算定の経緯」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの背景等

対象者は、昭和45年12月に商品先物取引事業の運営を目的として設立された双葉商事株式会社（現日本エネ製作株式会社、株式移転時の商号はスターフューチャーズ証券株式会社）が、平成16年12月に株式移転により設立した会社であり、対象者グループは、持株会社である対象者並びに連結子会社2社（再生エネルギー・環境事業を営む日本エネ製作株式会社、及び投資・金融サービス業を営むグリーンインベスト株式会社）で構成されています。また、その株式については、平成16年12月に証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）及び大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（現株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。））が開設するJASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ」といいます。）へ上場しております。

双葉商事株式会社の設立以降、日本は高度経済成長期に入り金融市場も発達し、社会からの金融商品に対する関心・ニーズも高まっておりました。そういった多様なニーズに対応するために、対象者グループは、幅広い金融商品とサービスを取り扱ってきました。一方で、対象者グループが属した金融業界は、景気に左右される影響が強く、また年々競合他社の増加やそれに伴う価格競争などによる競争激化により、対象者の収益力は弱まっておりました。さらに、対象者の連結子会社である日本エネ製作株式会社（当時の商号はスター為替証券株式会社）において平成23年8月及び平成24年4月に発生した大規模システム障害による顧客流出、預り資産の減少及び売買高の低迷を防ぐことができず、将来においても業績回復の見込みが乏しいと判断せざるを得ない状況になりました。こういった背景から、平成25年11月には、日本エネ製作株式会社（当時の商号は、スター為替証券株式会社）は、金融商品取引業を廃止し、太陽光発電システムによる売電事業（以下「太陽光発電事業」といいます。）を開始するなど、現在、対象者グループは、収益構造の選択と集中を中長期的な経営戦略の柱として掲げ、主要事業を投資・金融サービス業から再生エネルギー・環境事業（とりわけ太陽光発電事業）への転換を図っており、より安定的な収益の実現を目指しております。

そのような中、対象者の取締役を務める吉田信明氏は、今後エネルギーや資源に関する問題が重要性を増す環境の下、上記のような対象者グループによる太陽光発電事業への事業構造の転換は、社会的に意義のあることであると認識しつつも、当該事業構造の転換は道半ばであり、持続的に対象者グループの企業価値を向上させていくためには、赤字の状況が続く太陽光発電事業を抜本的に改革し、太陽光発電事業の安定的な黒字化を実現して事業の再構築を完成させることが必要不可欠であると考えに至りました。対象者グループは、固定価格買取制度の下支えもあり、着実な成果を上げつつあり、スケールメリットを享受すべく、数年以内に一定規模の発電所を複数稼働させ、将来にわたっての安定した収益基盤を構築することを計画しておりますが、吉田信明氏は、一定期間内に事業の収益化を目指すために求められる改革のスピードとしては決して十分とはいえないのではないかと危機感を持つに至りました。

そこで、吉田信明氏は、平成26年7月頃より、ファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほコーポレートアドバイザー株式会社（以下「MHCA」といいます。）を起用した上で、対象者普通株式の非公開化を行った上で対象者グループの抜本的な改革に取り組むことについての具体的な検討を開始しました。

そのような中、対象者が平成26年11月11日付け「継続企業の前提に関する事項の注記に関するお知らせ」で公表したとおり、対象者グループは、平成26年3月期まで10期連続の営業赤字を計上しており、平成27年3月期第2四半期連結累計期間においても営業損失86,249千円を計上したことから、平成27年3月期第2四半期決算短信及び四半期報告書における継続企業の前提に関する事項について、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるよ

うな事象又は状況が存在している旨及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨の注記がなされました。将来の業績見通しにつきましても、対象者グループは太陽光発電に係る電力会社による固定価格買取制度に依存した事業運営を企図しているため、同制度による原則的な固定価格での買取期間である20年の収益予測が可能であることから22期の事業計画を策定しておりますが、当面の間は営業赤字が続く見込みであり、それに伴い企業価値の毀損が続いていく状況といわざるを得ません。さらに、太陽光発電事業が依存する上記固定価格買取制度については、同制度の立ち上げ以降、制度設計の見直しや電力会社への接続申込の回答保留等があり、これらにより太陽光発電事業においては発電所の稼働時期の遅延を余儀なくされたことを含め当初計画に基づく円滑な事業運営に支障が出た経緯もあり、かかる外部的要因により生じるリスクは今後も払拭できません。

このような状況を踏まえ、吉田信明氏は、継続企業の前提に重要な疑義が生じている状況を可及的速やかに解消した上で、太陽光発電事業において安定した収益を獲得し、企業として持続的な成長を達成するためには、迅速な初期投資の実行、組織改革、コスト構造の見直しにより対象者グループの抜本的な改革に取り組むことが急務であるとの結論に至りました。

そして、上記のような抜本的な事業再構築には多額の先行投資を必要とし、短期的には対象者グループの利益水準の著しい低下やキャッシュ・フローの悪化が見込まれます。加えて、太陽光発電に係る電力会社による固定価格買取制度の改正・廃止により、対象者グループの収益構造や事業リスクに大きな変化が生じる可能性があり、上記施策が所期の目的を確実に達成できる保証はありません。したがって、上場を維持したまま上記施策を実施することは、一般の株主の皆様へ企業価値の急激な毀損に伴う株価の著しい下落というリスクをご負担いただくこととなります。

さらに、吉田信明氏は、対象者が、株式の上場以来、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してきたものの、現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、他方で、株式の上場を維持するために必要なコスト（金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等）は、対象者にとって負担となり、また上場企業として十分な社内体制を維持・運営するために必要となる人的資源及び事務負担も不可避であることから、今後も継続して株式の上場を維持することの意義を見出しにくい状況にあるのと同時に、当該上場維持コスト及び人的資源を太陽光発電事業の運営に集中的に投入することが、迅速な事業再構築と安定的な収益構造の構築に寄与するものと認識しております。また、上記対象者グループの抜本的な改革のためには、短期的な業績変動に左右されずに機動的かつ柔軟な意思決定を可能とし、かつ積極的にリスクを取れる経営体制を構築することが望ましいといえます。

以上の状況を踏まえ、吉田信明氏は、対象者が今後も上場を維持することによるメリット・デメリットを勘案しつつ、対象者の一般株主の皆様に対して、太陽光発電事業に対する多額の先行投資及び経営資源の集中投下や抜本的な組織改革による過大なリスクが及ぶことを回避し、短期的な業績に左右されることなく対象者グループが中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を実現するためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、対象者普通株式を非公開化し、短期的な業績変動に左右されずに機動的かつ柔軟な意思決定を可能とし、かつ積極的にリスクを取れる経営体制を構築した上で、対象者グループの抜本的な改革を積極的かつ迅速に実施することが最善の手段であると判断するに至りました。

そこで、吉田信明氏は、平成26年12月22日、詳細な条件面も含めた「マネジメント・バイアウトに関する提案書」を対象者に提出し、平成27年1月9日に、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立いたしました。

その後、吉田信明氏及び公開買付者は、対象者との間で、対象者の今後の経営方針、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）をはじめとする本公開買付けの諸条件に関する協議・交渉を重ねた上で、本取引に伴うメリット・デメリット及び対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、平成27年2月5日、本取引の一環として本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、本公開買付価格については、まず、吉田信明氏から、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いたMHC Aによる対象者の株式価値の平成26年12月22日時点での暫定的な算定結果を踏まえ、対象者普通株式の直近6ヶ月間の市場株価の動向や同種の事案におけるプレミアム率の動向を加味した上で、本公開買付価格を588円とする旨の提案がなされ、それに対し、対象者から、市場株価法やDCF法を用いて算定される価格に加えて、時価純資産法を用いて算定される価格も考慮した上でより高い価格とすべき旨の回答が行われ、最終的に、公開買付者は、吉田信明氏による当初提案価格よりも高い1620円に決定いたしました。

本公開買付け実施後の経営方針等

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、対象者の取締役である吉田信明氏及び吉田延史氏は、本取引後も、継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

また、公開買付者と対象者の取締役及び監査役の間には、本公開買付け後の役員就任について特段の合意はありませんが、公開買付者は、本公開買付け後及び対象者普通株式の非公開後に対象者の役員構成を含む経営体制を変更する予定は有しておりません。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

本公開買付けに際して、公開買付者、吉田信明氏及び再出資予定株主は、平成27年2月5日付けで、「公開買付契約」を締結しております。その概要は、以下のとおりです。

吉田信明氏は、吉田信明氏の所有する対象者普通株式の全て（対象者普通株式数1,190,455株、所有割合28.25%）について、本公開買付けに応募しない。

再出資予定株主は、再出資予定株主の所有する対象者普通株式の全て（対象者普通株式合計数841,975株、所有割合19.98%）について、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、また、かかる応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除しない。

再出資予定株主は、本公開買付け成立後、本公開買付けへの応募によって得た売却代金の税引き後手取り相当額を、公開買付者に出資する。

再出資予定株主は、吉田信明氏の指示に従って、再出資予定株主の所有する公開買付者の株式に係る議決権を行使するものとし、また、吉田信明氏の事前の承認を得た場合を除き、当該株式に係る議決権以外の共益権を行使してはならない。

再出資予定株主は、本買収ローンの担保として再出資予定株主の所有する公開買付者の株式について質権を設定するものとし、また、吉田信明氏の事前の承認を得た場合を除き、当該株式の譲渡その他の処分をしてはならない。

また、公開買付者は、本公開買付けにあたり、木原商事株式会社（所有株式数141,570株、所有割合3.36%）から、木原商事株式会社の所有する対象者普通株式の全てについて、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、また、かかる応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除しない旨の確約書の提出を平成27年2月5日付で受けております。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施しました。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における第三者委員会の設置

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数（2）買付け等の価格 算定の基礎」及び「同 算定の経緯」をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び吉田信明氏が所有する対象者普通株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下に述べる方法により、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び吉田信明氏が所有する対象者普通株式を除きます。）を取得するための手続（以下「本全部取得手続」といいます。）を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、対象者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）の規定する種類株式発行会社となるために対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び全部取得条項が付された対象者普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類株式の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に対して要請する予定です。

また、本臨時株主総会にて上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記の定款の一部変

更を行うことを付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を要請する予定です。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様（但し、対象者を除きます。）には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の別個の種類株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類株式の売却の結果、当該株主の皆様が交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者の別個の種類株式の内容及び数は本書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、対象者の株主が公開買付者及び吉田信明氏のみとなるよう、公開買付者及び吉田信明氏以外の対象者の株主の皆様に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

なお、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる対象者の別個の種類株式の上場申請は行われたい予定です。

公開買付者は、原則として平成27年5月頃を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、対象者に要請することを予定しております。また、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における議決権の各基準日を平成27年3月31日に設定する予定であるため、本公開買付けの成立前であっても、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けの成立を条件とする本臨時株主総会及び本種類株主総会の各基準日設定公告を行うことを対象者に要請することを予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記会社法第172条等に基づく株式取得価格の決定の申立てとは別に、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨の規定がございますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の対象者普通株式の所有状況、公開買付者以外の対象者の株主の皆様が対象者普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法に変更し、また、上記方法又は当該他の方法の実施に時間を要する可能性があります。但し、他の方法に変更する場合であっても、対象者の株主が公開買付者及び吉田信明氏のみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該株主の皆様が交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、公開買付者は、本全部取得手続の完了後に、対象者を存続会社とし、公開買付者を消滅会社とする吸収合併を行うことを予定しておりますが、その具体的な日程等は未定です。なお、公開買付者は、吸収合併の効力発生日の前日までに、その時点で対象者が所有する全ての自己株式を消却することを対象者に対して要請する予定です。

また、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもございません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、JASDAQ及び福岡証券取引所に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所及び福岡証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主を公開買付者及び吉田信明氏のみとするために本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、本公開買付けの成立後に、前記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQ又は福岡証券取引所において取引することはできません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年2月6日（金曜日）から平成27年3月20日（金曜日）まで（30営業日）
公告日	平成27年2月6日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金620円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるMHC Aに対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、MHC Aは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>MHC Aは、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行っております。なお、MHC Aは、対象者が平成27年3月期第2四半期決算短信及び四半期報告書において、継続企業の前提に関する注記が記載されているものの、対象者が、太陽光発電事業の推進により事業の継続を企図していることを鑑み、いわゆる継続企業を前提としたDCF法を採用しております。公開買付者はMHC Aから平成27年2月4日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得いたしました。なお、公開買付者は、MHC Aから本公開買付価格の妥当性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：339円～355円 DCF法：524円～528円</p> <p>市場株価平均法では、平成27年2月4日を基準日として、JASDAQにおける対象者普通株式の基準日終値339円、直近1ヶ月間の終値単純平均値351円(小数点以下を四捨五入。以下終値単純平均値について同じとします。)、直近3ヶ月間の終値単純平均値353円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値355円を基に、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を339円から355円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者から提供された事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を524円から528円までと分析しております。</p> <p>公開買付者は、MHC Aから平成27年2月4日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格の決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成27年2月5日に、本公開買付価格を620円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格620円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年2月4日のJASDAQにおける対象者普通株式の終値339円に対して82.9%(小数点以下第二位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値(%)について同じとします。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値351円に対して76.6%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値353円に対して75.6%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値355円に対して74.6%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本書提出日の前営業日である平成27年2月5日の対象者普通株式のJASDAQにおける終値350円に対して77.1%のプレミアムを加えた価格となります。</p>

<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者の代表取締役かつ唯一の株主である吉田信明氏は平成26年7月頃より対象者普通株式の非公開化に関する具体的な検討を開始し、平成26年12月22日、詳細な条件面も含めた「マネジメント・バイアウトに関する提案書」を対象者に提出するに至り、平成27年1月9日に、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立いたしました。</p> <p>そして、公開買付者及びその代表取締役である吉田信明氏は、対象者との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ねた上で、本取引に伴うメリット・デメリット及び対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、平成27年2月5日に、本取引の一環として本公開買付けを行うことを決定いたしました。なお、本公開買付価格については、まず、吉田信明氏から、市場株価法及びDCF法を用いたMHC Aによる対象者の株式価値の平成26年12月22日時点での暫定的な算定結果を踏まえ、対象者普通株式の直近6ヶ月間の市場株価の動向や同種の事案におけるプレミアム率の動向を加味した上で、本公開買付価格を588円とする旨の提案がなされ、それに対し、対象者から、市場株価法やDCF法を用いて算定される価格に加えて、時価純資産法を用いて算定される価格も考慮した上でより高い価格とすべき旨の回答が行われ、最終的に、公開買付者は、吉田信明氏による当初提案価格よりも高い620円に決定いたしました。(当該決定に係る詳細については、前記「3 買付け等の目的 (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。)</p> <p>公開買付者は、MHC Aから平成27年2月4日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成27年2月5日に、本公開買付価格を620円とすることを決定いたしました。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施しました。</p> <p>なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。</p> <p>公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得</p> <p>()算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるMHC Aに対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、MHC Aは公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>MHC Aは、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者はMHC Aから平成27年2月4日に対象者の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書を取得いたしました。なお、公開買付者は、MHC Aから本公開買付価格の妥当性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。</p> <p>()当該意見の概要</p> <p>MHC Aにより上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：339円～355円 DCF法：524円～528円</p>
--------------	--

() 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、MHC Aから平成27年2月4日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成27年2月5日に、本公開買付価格を620円とすることを決定いたしました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成27年2月4日付けで株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。ブルータス・コンサルティングは、対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。なお、対象者は、ブルータス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

ブルータス・コンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者普通株式が上場しており、株式市場において形成された客観的な株式価値を表すことができるということから市場株価法を、また、対象者の収益力や事業リスクを適切に株式価値に反映させることが可能であるという観点からDCF法を用いて、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。また、上記「3 買付け等の目的 (2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針 本公開買付けの背景等」に記載のとおり、対象者は、金融商品取引業を既に廃業し、太陽光発電事業への事業転換の途上にあり、また、企業の清算価値が株式価値の下限を画するとの考え方も考慮し、対象者は事業の継続を前提としているものの、事業の収益性による算定と対象者の資産を一定の前提条件に基づき処分し、会社を清算したものと仮定した場合の清算価値とを比較検討することが情報の有用性を高めると考え、時価純資産法を用いて対象者普通株式の株式価値算定をしたとのことです。なお、類似会社比較法は、太陽光発電事業に集中するという事業上の類似性の観点から類似上場会社を選定することが困難であるため、採用していないとのことです。ブルータス・コンサルティングが上記各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価法 : 339円 ~ 355円

DCF法 : 559円

時価純資産法 : 609円 ~ 839円

市場株価法では、平成27年2月4日を基準日として、JASDAQにおける対象者普通株式の基準日終値339円、直近1ヶ月間の終値単純平均値351円、直近3ヶ月間の終値単純平均値353円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値355円を基に、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を339円から355円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した平成27年3月期から平成48年3月期までの22期の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が平成27年3月期以降、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を559円と算定しているとのことです。割引率は、4.398%を採用しております。なお、上記「3(2) 本公開買付けの背景等」に記載のとおり、事業計画を22期としたのは、対象者が太陽光発電事業の運営に集中することを企図しており、将来の収益計画は太陽光発電に係る電力会社による固定価格買取制度に依存しているため、同制度による原則的な固定価格での買取期間である20年の収益予想が可能であるからとのことです。その一方、事業計画策定期間経過後については、その後の同制度に基づく収益見通しが現時点で不透明であること、発電設備に係る定期借地契約の期間が経過すること、設備の維持が困難と考えられること等に鑑み、事業の継続が想定されていないため、継続価値の算定は行っていないとのことです。

なお、本取引の実行により実現することが期待される上場維持コストの削減については、株式価値の算定の基礎とされた財務予測に加味されているとのことです。また、当該財務予測に係る数値には平成26年8月11日、同年11月10日及び平成27年2月5日に対象者が開示した業績予想の下方修正の影響を織り込んでいるとのことです。DCF法的前提とした財務予測において、以下のとおり平成28年3月期以降は平成27年3月期に比して大幅な増益（営業損失の縮小）を見込んでおりますが、これは主として、建設中の発電設備が順次稼働してくることが見込まれること、及び上場維持コストが削減されることが理由となっているとのことです。

(単位：百万円)

	平成27年3月期 (3ヶ月)	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	21	235	234
営業利益	26	1	2
E B I T D A	20	79	78
フリー・キャッシュ・フロー	361	127	78

時価純資産法では、平成26年12月末日現在の対象者の貸借対照表に基づき、対象者から説明を受けた対象者が想定する資産の処分価格を前提に資産負債を時価評価し、対象者の時価純資産価額を算出した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を609円から839円までと算定しているとのことです。なお、当該価額の算定における資産の処分価格の見積りを客観的に行うことは困難であるため、時価純資産価額で想定する処分価格と将来行われる処分時の価格が乖離する可能性があるとのことです。対象者は、資産の処分価格の見積りにあたっては、太陽光発電設備をそのまま処分できる場合と解体して各部品を処分する場合とを想定した上で見積りを行っているとのことです。ブルータス・コンサルティングは株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また対象者の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、財務デュー・ディリジェンス、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。ブルータス・コンサルティングの株式価値の算定は、算定時点の情報及び経済条件を反映したものであり、対象者の財務予測及び時価純資産法における資産処分的前提条件及び想定処分価格については、対象者により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。

なお、ブルータス・コンサルティングは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

	<p>対象者における第三者委員会の設置</p> <p>対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成26年12月26日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、公開買付者及び対象者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、公開買付者及び対象者から独立性を有する林和雄氏（対象者社外監査役）、山下章太氏（公認会計士・税理士）及び小澤幹人氏（弁護士）の3氏を選定しているとのこと。）を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本公開買付けを含む本取引の目的は合理的か（対象者の企業価値向上に資するかを含む。）、(b)本公開買付けを含む本取引における手続は公正か、(c)本公開買付けを含む本取引の条件（本公開買付価格を含む。）は妥当か、(d)本公開買付けを含む本取引が少数株主に不利益なものではないか、(e)対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明すると共に、対象者の株主に対して応募を推奨することは相当か（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について第三者委員会に対し諮問することを決議したとのこと。</p> <p>第三者委員会は、平成27年1月7日より平成27年2月4日まで合計7回開催され、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのこと。</p> <p>具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、対象者より提出された各資料に基づき、公開買付者の提案内容、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等についての説明を受けるとともに、公開買付者からも同様の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのこと。また、第三者委員会は、対象者から、対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行ったとのこと。さらに、第三者委員会は、プルータス・コンサルティングから、同社が対象者に対して提出した対象者株式価値算定書に基づき、対象者普通株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのこと。</p>
--	--

第三者委員会は、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、平成27年2月4日に、(a)本公開買付けを含む本取引は、対象者が企業価値の毀損が続く現状を脱することが急務である状況下において、株主に過大なリスクが及ぶことを回避しながら、対象者が中長期的に成長し持続的な企業価値向上を実現するためには、MBOの手法により対象者普通株式を非公開化し、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、対象者及び対象者の主要事業を熟知する経営陣により、短期的な業績変動に左右されることなく、対象者の事業再構築に積極的かつ迅速に取り組むことが最善の手段であると判断するに至った結果のものとして認められるという理由から、本取引の目的は合理的なものであり、(b)本公開買付けに対する意見表明の内容を決議する対象者取締役会において、本取引に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する、又はそのおそれのある取締役が参加しておらず、対象者取締役会が選定した対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であり、ファイナンシャル・アドバイザーとしてのブルータス・コンサルティング及び法務アドバイザーとして熊谷・田中・津田法律事務所が選任され、また、ブルータス・コンサルティングから対象者株式価値算定書を取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は透明・公正なものであり、(c)()本公開買付価格は、ブルータス・コンサルティングによる対象者普通株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を大きく上回るものであり、第三者委員会が調査した過去3年間に実施された他のMBO事例との比較において、その平均値を上回る十分なプレミアムが加算された価格であること、かつ、DCF法に基づく算定結果を上回るものであることを特に重視し、また、時価純資産法に基づく算定結果のレンジの範囲内でもあることを踏まえると、妥当な価格であると考えられること、()二段階買収の際に交付される金銭の額は、本公開買付価格に本公開買付けに応募されなかった対象者の株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの買付期間が比較的長期間に設定され、買付予定数の下限もいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方にに基づいていること、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本公開買付価格を含む本取引の条件は妥当かつ公正であり、(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと認められ、したがって、(e)本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨を内容とする答申書(以下「本答申書」といいます。)を対象者取締役会に対して提出しているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーである熊谷・田中・津田法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、熊谷・田中・津田法律事務所から得た法的助言及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから最終的に取得した対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、対象者取締役会は、本取引について、対象者の厳しい事業環境の現状と今後の見通しを前提とすれば、中長期的に対象者の企業価値を向上させていくためには事業の再構築をより迅速かつ確実に推進していくことが必要不可欠であり、迅速な初期投資及び多額の先行投資の実行、組織改革、コスト構造の見直し等の一連の施策は対象者の中長期的な企業価値向上に資するものであり、他方で、一般株主の皆様を上記施策による過大なリスクをご負担いただくことは適切ではなく、本取引は一般株主の皆様を上記リスクから遮断するためにも必要であると考え、本公開買付けの実施について賛同できるものと判断したとのことです。

また、本公開買付価格が、()プルータス・コンサルティングによる対象者普通株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、DCF法に基づく算定結果を上回るものであること、加えて、時価純資産法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、()近時の同種事案との比較において相応のプレミアムが加算されていること等を踏まえ、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

なお、対象者は、平成26年8月11日、同年11月10日及び平成27年2月5日に、東京証券取引所の適時開示基準に従い業績予想の下方修正を開示しております。一般的に業績予想の下方修正を行った場合、市場株価が下落する傾向にあるため、本公開買付価格を下げることを目的として行われたものとの疑義が生じ得ますが、当該業績予想の下方修正は本取引に関連して又は本取引を意図して行われたものではないとのことです。また、平成26年8月11日及び同年11月10日に開示した下方修正による対象者普通株式の市場株価に対する影響は軽微であり、加えて、本公開買付価格(620円)は、これらの下方修正の影響を受けていない当該下方修正の開示日の前営業日である平成26年8月8日の終値である355円及び同年11月7日の終値である365円をいずれも大きく上回るものであることから、当該下方修正に鑑みても本公開買付価格は不合理ではないと判断したとのことです。なお、平成27年2月5日に開示した下方修正については、市場株価法における対象者の株式価値の算定の基礎とはなっていないとのことです。

また、対象者は、本公開買付価格は時価純資産法を用いて算定される価格のレンジの範囲内であることから会社を解散し清算することにより残余財産を株主に分配することとの比較においても検討いたしましたが、前述のとおりリスクは大きいものの事業再構築により会社を再建することは十分可能であると判断したこと、実際に清算手続を行う場合には相当の時間と費用を要し最終的に株主に分配できる金額が不透明であること、解散するためには株主総会の特別決議が必要であるが現状において可決は見込めないこと等の理由から、会社を解散し清算することは現実的ではないと判断したとのことです。以上より、平成27年2月5日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記取締役会においては、対象者取締役である吉田信明氏は公開買付者の代表取締役を兼務していることから、本取引において特別の利害関係を有しており、また、対象者取締役である吉田延史氏は本公開買付け成立後、公開買付者に出資することを予定していることから、本取引において特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあることを踏まえ、吉田信明氏及び吉田延史氏を除く2名の取締役において審議の上、全員一致により決議をしたとのことです。

また、上記取締役会に出席した監査役(監査役3名中、出席監査役2名(うち社外監査役2名))の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役である川崎芳徳氏は、本公開買付け成立後、公開買付者に出資することを予定していることから、本取引において特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあることを踏まえ、対象者の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議には一切参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

	<p>マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定</p> <p>公開買付者は、本公開買付けにおいて、2,003,518株（所有割合47.54%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。</p> <p>買付予定数の下限である2,003,518株は、対象者平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の発行済普通株式総数（6,543,700株）から、（ ）上記対象者平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（2,329,756株）、（ ）吉田信明氏が所有する対象者普通株式（1,190,455株）及び（ ）応募予定株主が所有する対象者普通株式数の合計（983,545株）を除いた株式数（2,039,944株）の過半数に相当する株式数（1,019,973株、所有割合24.20%）に、（ ）応募予定株主が所有する対象者普通株式数の合計（983,545株）を加算した株式数（2,003,518株、所有割合47.54%）に相当する株式数としております。これは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者普通株式の数に当たります。</p> <p>このように、公開買付者は、公開買付者の利害関係者以外の対象者の株主の皆様から少なくとも過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けを含む本取引を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を重視した買付予定数の下限の設定を行っております。</p> <p>他の買付者からの買付機会を確保するための措置</p> <p>公開買付者は、本公開買付けの買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、公開買付者と対象者との間で、対象者普通株式について、他の買付者による買付けの出現及び遂行を阻害するような合意は存在していません。</p>
--	--

（3）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,023,489（株）	2,003,518（株）	（株）

- （注1） 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,003,518株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- （注2） 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- （注3） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式及び吉田信明氏が所有する対象者普通株式を取得する予定はありません。
- （注4） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者普通株式の最大数である3,023,489株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の対象者の発行済普通株式総数（6,543,700株）から、上記対象者平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の対象者の所有する自己株式数（2,329,756株）及び吉田信明氏が所有する対象者普通株式数（1,190,455株）を控除した株式数となります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	30,234
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月6日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月6日現在)(個)(g)	20,321
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(j)	42,116
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	71.75
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))\times 100)$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(3,023,489株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月6日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等のうち、吉田照子氏(48,785株)、吉田延史氏(91,800株)、木原和喜氏(232,435株)、木原秋好氏(129,660株)、株式会社OUE N(255,560株)及び川崎芳徳氏(83,735株)が所有する対象者普通株式(合計841,975株)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、吉田照子氏、吉田延史氏、木原和喜氏、木原秋好氏、株式会社OUE N及び川崎芳徳氏が所有する対象者普通株式に係る議決権の数の合計(8,417個)を分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成26年11月12日に提出した第11期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成27年2月5日に公表した対象者平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成27年12月31日現在の対象者の発行済普通株式総数(6,543,700株)から、同決算短信に記載された平成26年12月31日現在の対象者の所有する普通株式に係る自己株式数(2,329,756株)を控除した4,213,944株に係る議決権の数(42,139個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されません。

(注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

(注2) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人 住民票の写し（6ヶ月以内に作成されたもの）、健康保険証、運転免許証等（氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの）。

法人 登記事項証明書（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの）。
法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要となります。

外国人株主 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等（本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの（1）、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの（2）が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。）及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し（3）が必要となります。

（1） 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。

- (2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類（居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの）の提出が必要です。
- (3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）
日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
（その他みずほ証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,874,563,180
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	25,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	1,902,563,180

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(3,023,489株)に1株当たりの買付価格(620円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、本公開買付け終了後までその額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
	計			

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町一丁目5番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) 弁済期:平成27年9月30日 (期限一括弁済) 金利:固定金利 担保:対象者株式等	2,025,000
計(b)				2,025,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から20億2,500万円を上限として融資を行う用意がある旨の証明書を平成27年2月5日付けで取得しております。なお、当該融資契約においては、貸付実行の前提条件として本書の添付書類である融資証明書記載のとおりのもので定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,025,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2)【決済の開始日】

平成27年3月27日(金曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,003,518株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,003,518株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、()対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意をしたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び()対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
平成27年1月	商号を緑株式会社とし、本店所在地を東京都港区芝浦二丁目16番8号、資本金を40万円とする株式会社を設立

【会社の目的及び事業の内容】

1) 会社の目的

1. 有価証券の保有
2. 上記に関連付帯する一切の業務

2) 事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び保有すること等を主たる事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成27年2月6日現在

資本金の額	発行済株式の総数
400,000円	8株

(注) なお、吉田照子氏、吉田延史氏、木原和喜氏、木原秋好氏、株式会社OUE N及び川崎芳徳氏は本公開買付け成立後、公開買付者に出資することを予定しており、公開買付者の資本金は増加する予定です。

【大株主】

平成27年2月6日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
吉田 信明	神奈川県横浜市	8	100.00
計		8	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成27年2月6日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役		吉田 信明	昭和24年8月17日生	昭和48年4月 富士商品株式会社入社 昭和50年4月 双葉商事株式会社(現日本エネ製作株式会社)入社、同社取締役管理部長 昭和51年1月 同社代表取締役 昭和53年1月 同社代表取締役社長 平成16年12月 対象者取締役(現任) 平成20年4月 グリーンインベスト株式会社代表取締役社長(現任) 平成21年10月 スター為替証券株式会社(現日本エネ製作株式会社)取締役会長 平成24年4月 スター為替証券株式会社(現日本エネ製作株式会社)会長 平成27年1月 公開買付者代表取締役(現任)	8
		計			8

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成27年1月9日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておられません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成27年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	20,321(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	20,321		
所有株券等の合計数	20,321		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成27年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成27年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	20,321(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	20,321		
所有株券等の合計数	20,321		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成27年2月6日現在)

氏名又は名称	吉田 信明
住所又は所在地	東京都港区芝浦二丁目16番8号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者の代表取締役 対象者の取締役
連絡先	連絡先 弁護士 吉村 龍吾/同 高 賢一/同 坂根 賢 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 伊藤 見富法律事務所 電話番号 (03) 3214 - 6522
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人

(平成27年2月6日現在)

氏名又は名称	吉田 照子
住所又は所在地	東京都港区芝浦二丁目16番8号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	会社役員
連絡先	連絡先 弁護士 吉村 龍吾/同 高 賢一/同 坂根 賢 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 伊藤 見富法律事務所 電話番号 (03) 3214 - 6522
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族(配偶者) 公開買付者との間で共同して株券等を取得することを合意している者

(注) 吉田照子氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付け成立後、公開買付者に出資することを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当すると判断し、上記のとおり記載しております。

(平成27年2月6日現在)

氏名又は名称	吉田 延史
住所又は所在地	福岡市早良区西新五丁目15番55号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者の取締役
連絡先	連絡先 弁護士 吉村 龍吾/同 高 賢一/同 坂根 賢 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 伊藤 見富法律事務所 電話番号 (03) 3214 - 6522
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族(子) 公開買付者との間で共同して株券等を取得することを合意している者

(注) 吉田延史氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付け成立後、公開買付者に出資することを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当すると判断し、上記のとおり記載しております。

(平成27年2月6日現在)

氏名又は名称	木原 和喜
住所又は所在地	東京都港区芝浦二丁目16番8号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	法人役員
連絡先	連絡先 弁護士 吉村 龍吾/同 高 賢一/同 坂根 賢 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 伊藤 見富法律事務所 電話番号 (03) 3214 - 6522
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株券等を取得することを合意している者

(注) 木原和喜氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付け成立後、公開買付者に出資することを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当すると判断し、上記のとおり記載しております。

(平成27年2月6日現在)

氏名又は名称	木原 秋好
住所又は所在地	東京都港区芝浦二丁目16番8号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	団体役員
連絡先	連絡先 弁護士 吉村 龍吾/同 高 賢一/同 坂根 賢 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 伊藤 見富法律事務所 電話番号 (03) 3214 - 6522
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株券等を取得することを合意している者

(注) 木原秋好氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付け成立後、公開買付者に出資することを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当すると判断し、上記のとおり記載しております。

(平成27年2月6日現在)

氏名又は名称	株式会社O U E N
住所又は所在地	東京都杉並区浜田山二丁目3番15号
職業又は事業の内容	経営コンサルティング業
連絡先	連絡先 弁護士 吉村 龍吾/同 高 賢一/同 坂根 賢 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 伊藤 見富法律事務所 電話番号 (03) 3214 - 6522
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株券等を取得することを合意している者

(注) 株式会社O U E Nは、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付け成立後、公開買付者に出資することを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当すると判断し、上記のとおり記載しております。

(平成27年2月6日現在)

氏名又は名称	川崎 芳徳
住所又は所在地	福岡市早良区西新五丁目15番55号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者の監査役
連絡先	連絡先 弁護士 吉村 龍吾/同 高 賢一/同 坂根 賢 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 伊藤 見富法律事務所 電話番号 (03)3214-6522
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株券等を取得することを合意している者

(注) 川崎芳徳氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付け成立後、公開買付者に出資することを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当すると判断し、上記のとおり記載しております。

【所有株券等の数】

吉田 信明

(平成27年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11,904(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	11,904		
所有株券等の合計数	11,904		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

吉田 照子

(平成27年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	487(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	487		
所有株券等の合計数	487		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

吉田 延史

(平成27年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	918(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	918		
所有株券等の合計数	918		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

木原 和喜

(平成27年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,324(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2,324		
所有株券等の合計数	2,324		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

木原 秋好

(平成27年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,296(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1,296		
所有株券等の合計数	1,296		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

株式会社O U E N

(平成27年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,555 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	2,555		
所有株券等の合計数	2,555		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

川崎 芳徳

(平成27年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	837 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	837		
所有株券等の合計数	837		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、吉田信明氏との間で、同氏が所有する対象者普通株式1,190,455株（所有割合28.25%）について、本公開買付けに応募しない旨の契約を平成27年2月5日付で締結しております。

また、公開買付者は、吉田照子氏（所有対象者普通株式数48,785株、所有割合1.16%）、吉田延史氏（所有対象者普通株式数91,800株、所有割合2.18%）、木原和喜氏（所有対象者普通株式数232,435株、所有割合5.52%）、木原秋好氏（所有対象者普通株式数129,660株、所有割合3.08%）、株式会社O U E N（所有対象者普通株式数255,560株、所有割合6.06%）及び川崎芳徳氏（所有対象者普通株式数83,735株、所有割合1.99%）との間で、それぞれの所有する対象者普通株式の全て（所有対象者普通株式合計数841,975株、所有割合19.98%）について、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、また、かかる応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除しない旨の契約を平成27年2月5日付で締結しております。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年2月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び前記「第1 公開買付要項 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 (2) 買付け等の価格 算定の経緯 (本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者、対象者の取締役である吉田信明氏、並びに、対象者の取締役である吉田延史氏及び対象者の監査役である川崎芳徳氏を含む再出資予定株主は、平成27年2月5日付けで、「公開買付契約」を締結しております。その概要は、以下のとおりです。

吉田信明氏は、吉田信明氏の所有する対象者普通株式の全て（所有普通株式数1,190,455株、所有割合28.25%）について、本公開買付けに応募しない。

再出資予定株主は、再出資予定株主の所有する対象者普通株式の全て（対象者普通株式合計数841,975株、所有割合19.98%）について、本公開買付けに応募し、当該応募撤回せず、また、かかる応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除しない。

再出資予定株主は、本公開買付け成立後、本公開買付けへの応募によって得た売却代金の税引き後手取り相当額を、公開買付者に出資する。

再出資予定株主は、吉田信明氏の指示に従って、再出資予定株主の所有する公開買付者の株式に係る議決権を行使するものとし、また、吉田信明氏の事前の承認を得た場合を除き、当該株式に係る議決権以外の共益権を行使してはならない。

再出資予定株主は、本買収ローンの担保として再出資予定株主の所有する公開買付者の株式について質権を設定するものとし、また、吉田信明氏の事前の承認を得た場合を除き、当該株式の譲渡その他の処分をしてはならない。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

前記「第1 公開買付要項 3 買付け等の目的 (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

前記「第1 公開買付要項 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 (2) 買付け等の価格 算定の経緯 (本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場						
	月別	平成26年8月	9月	10月	11月	12月	平成27年1月
最高株価	360	383	375	365	362	358	362
最低株価	350	348	330	341	341	345	335

(注) 平成27年2月については、2月5日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月27日 福岡財務支局長に提出

事業年度 第10期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月26日 福岡財務支局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月12日 福岡財務支局長に提出

対象者の第11期第2四半期報告書(平成26年11月12日提出)によると、第10期有価証券報告書提出日(平成26年6月26日)後、第11期第2四半期累計期間における役員の異動は、下記のとおりです。

() 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
代表取締役社長	-	佐藤 不三夫	平成26年8月13日

() 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長	-	取締役	管理部長	野中 功	平成26年8月13日

なお、対象者は、公開買付期間中の平成27年2月12日に、第11期第3四半期報告書(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)を提出する予定であるとのこと。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

スターホールディングス株式会社
 (福岡市早良区西新五丁目15番55号)
 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)
 証券会員制法人福岡証券取引所
 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「平成27年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、平成27年2月5日に「平成27年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく当該期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

会計期間	平成27年3月期(第11期) 第3四半期連結累計期間
売上高	110百万円
売上原価	61百万円
その他の営業収入	2百万円
販売費及び一般管理費	182百万円
営業外収益	25百万円
営業外費用	26百万円
四半期純利益	143百万円

1株当たりの状況

会計期間	平成27年3月期(第11期) 第3四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	34.09円
1株当たり配当額	
1株当たり純資産額	803.61円

(2) 業績予想の修正について

対象者は、平成27年2月5日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しており、その概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成27年3月期通期連結業績 予想数値の修正（平成26年4 月1日～平成27年3月31日）	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期 純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	178	147	115	82	19.46
今回修正予想（B）	137	165	157	171	40.58
増減率（B - A）	41	18	42	89	
増減率（％）	23.0	-	-	-	
（ご参考）前期実績 （平成26年3月期）	694	156	105	6	1.55

(3) 特別損益の計上について

対象者は、平成27年2月5日に「特別損益の計上に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、上場有価証券の一部の売却による投資有価証券売却益8百万円（平成27年3月期第3四半期累計で47百万円）を特別利益として計上するとともに、連結子会社の会長に対する役員退職慰労金の功労加算金53百万円を特別損失として計上したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。